

令和元年度

第1回五泉市国民健康保険運営協議会議案書

参考資料

	頁
1. 五泉市国民健康保険税条例新旧対照表	1
2. 国民健康保険税の収納状況	4
3. 療養諸費及び高額療養費の推移	5
4. 被保険者数の推移	6
5. 平均被保険者数と一人当たり療養諸費等の推移	7
6. 疾病中分類（121項目）別の件数、費用額の上位20疾病	8
7. 決算状況調べ	10

五泉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>五泉市国民健康保険税条例</p> <p>平成18年1月1日 条例第108号</p> <p>第1条・第2条 (略) (課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第4条～第8条 (略) (賦課期日)</p> <p>第9条 国民健康保険税の賦課期日は、<u>4月1日</u>とする。</p> <p>第10条～第14条の6及び第14条の7 (略) (国民健康保険税の減額)</p> <p>第15条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場</p>	<p>五泉市国民健康保険税条例</p> <p>平成18年1月1日 条例第108号</p> <p>第1条・第2条 (略) (課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第4条～第8条 (略) (賦課期日)</p> <p>第9条 国民健康保険税の賦課期日は、<u>7月1日</u>とする。</p> <p>第10条～第14条の6及び第14条の7 (略) (国民健康保険税の減額)</p> <p>第15条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場</p>

合には、61万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 10,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,550円

(イ) 特定世帯 6,775円

(ウ) 特定継続世帯 10,163円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,900円

エ 削除

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について

合には、58万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1人につき27万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 10,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,550円

(イ) 特定世帯 6,775円

(ウ) 特定継続世帯 10,163円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,900円

エ 削除

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について

6,850円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,160円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,420円

(イ) 特定世帯 2,710円

(ウ) 特定継続世帯 4,065円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,360円

エ 削除

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,740円

第15条の2～第21条（略）

附 則

1～17（略）

6,850円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,160円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,420円

(イ) 特定世帯 2,710円

(ウ) 特定継続世帯 4,065円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,360円

エ 削除

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,740円

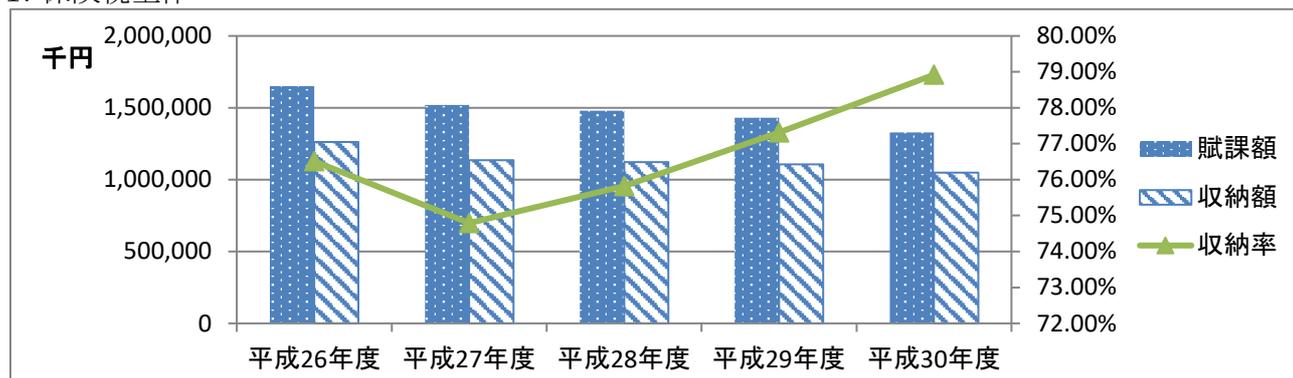
第15条の2～第21条（略）

附 則

1～17（略）

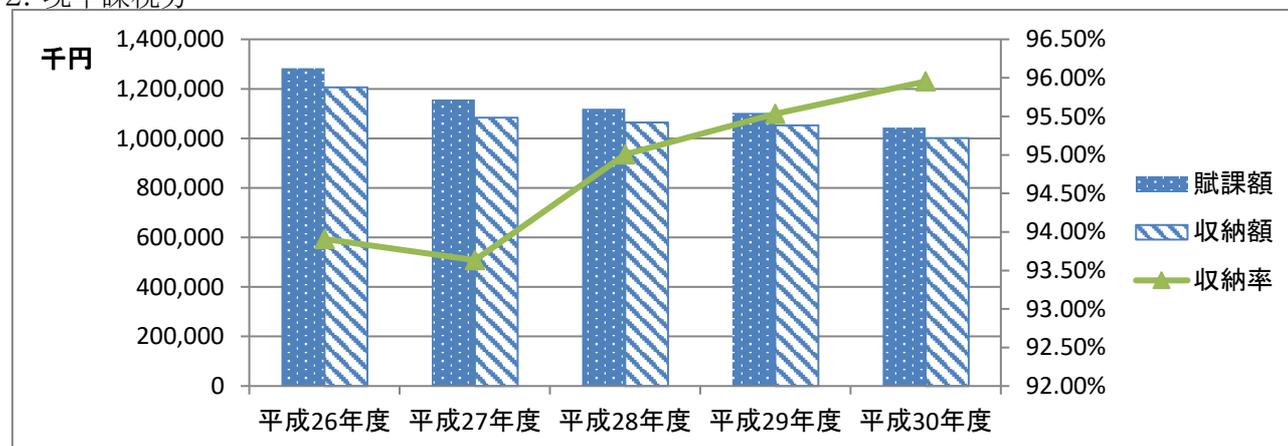
国民健康保険税の収納状況（一般被保険者＋退職被保険者等）

1. 保険税全体



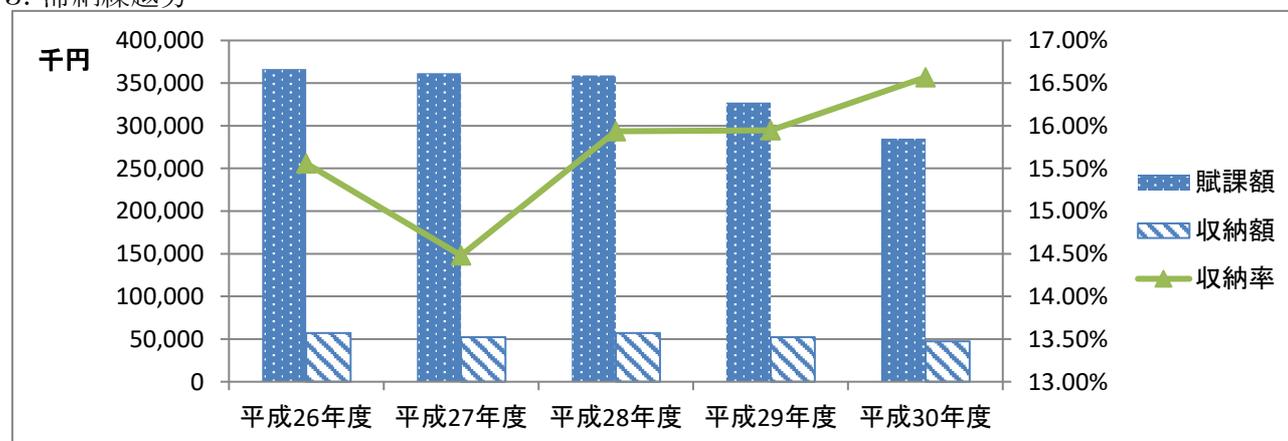
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
賦課額	1,650,279,245	1,518,968,699	1,479,187,058	1,429,639,129	1,328,540,685
収納額	1,262,649,130	1,136,039,556	1,121,485,006	1,105,333,300	1,048,466,717
収納率	76.51%	74.79%	75.82%	77.32%	78.92%

2. 現年課税分



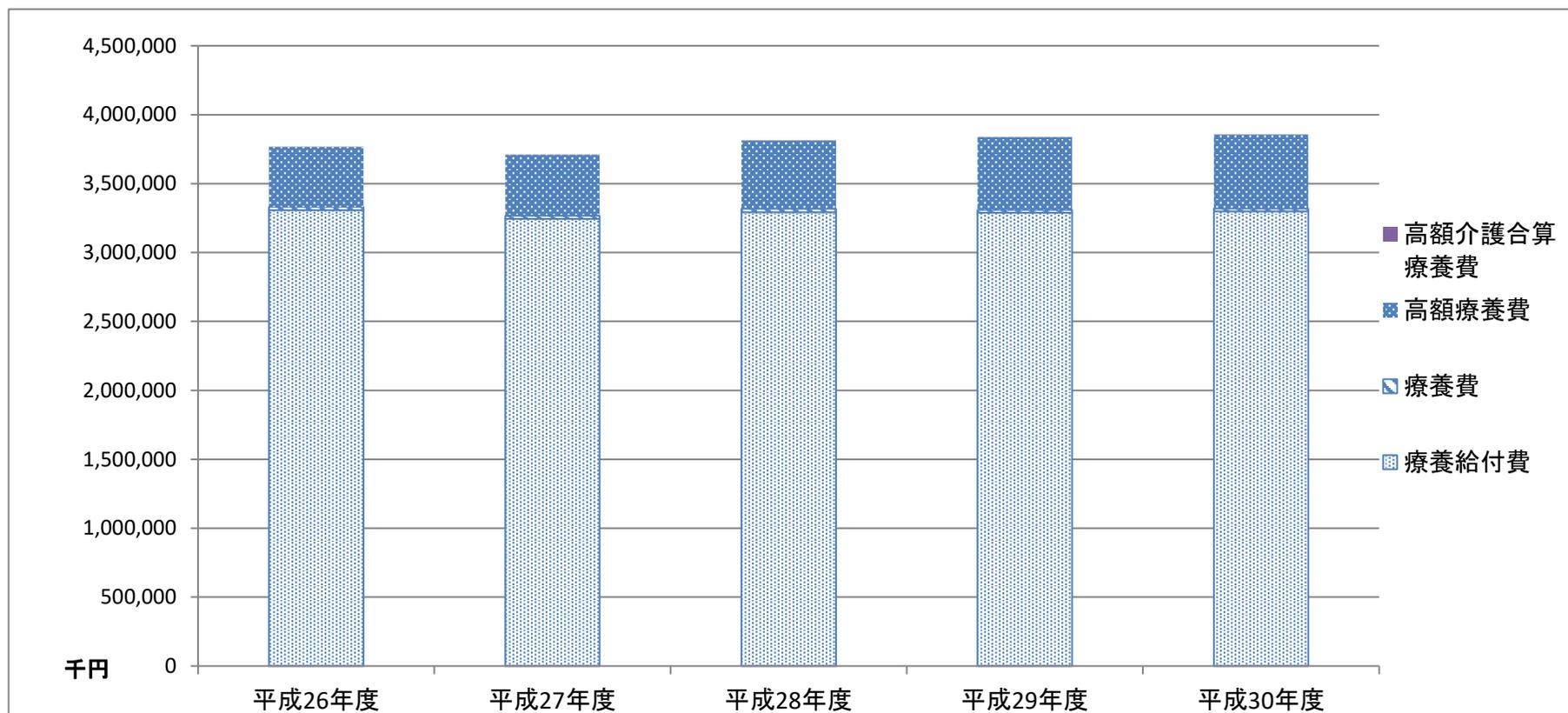
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
賦課額	1,283,841,800	1,157,356,900	1,120,201,600	1,102,397,000	1,043,456,800
収納額	1,205,640,977	1,083,678,692	1,064,277,268	1,053,145,261	1,001,233,922
収納率	93.91%	93.63%	95.01%	95.53%	95.95%

3. 滞納繰越分



	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
賦課額	366,437,445	361,611,799	358,985,458	327,242,129	285,083,885
収納額	57,008,153	52,360,864	57,207,738	52,188,039	47,232,795
収納率	15.56%	14.48%	15.94%	15.95%	16.57%

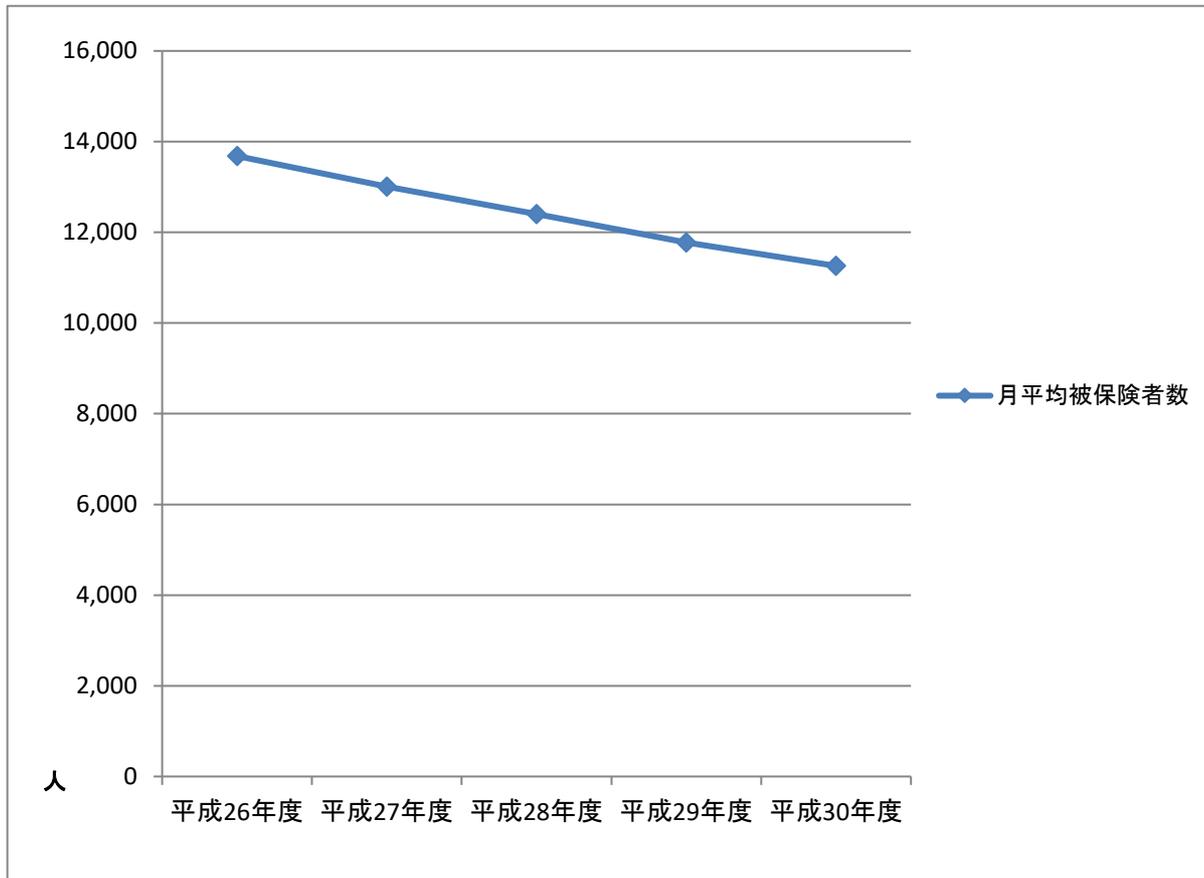
療養諸費及び高額療養費の推移（一般被保険者＋退職被保険者等）



単位：円

年度	療養給付費		療養費		高額療養費		高額介護合算療養費		合計	
	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比		
平成26年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
平成27年度	98.1%	94.5%	101.9%	48.7%	98.5%					
平成28年度	101.5%	97.0%	112.3%	104.3%	102.8%					
平成29年度	99.9%	85.9%	106.1%	154.6%	100.6%					
平成30年度	100.3%	107.9%	101.3%	55.1%	100.5%					

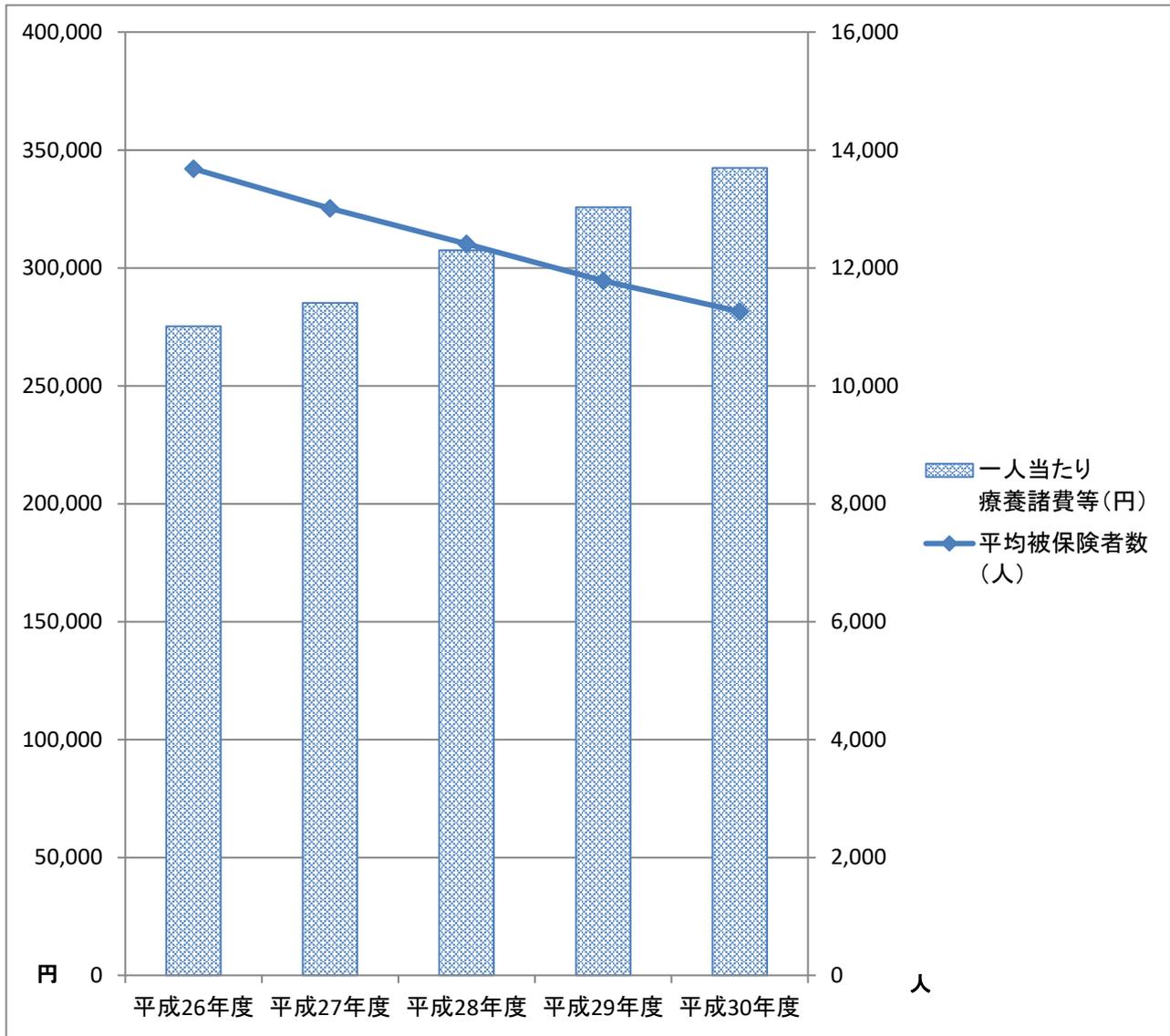
被保険者数の推移（一般被保険者＋退職被保険者等）



単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
3月	13,993	13,337	12,654	11,997	11,487
4月	14,021	13,330	12,725	12,010	11,583
5月	13,869	13,190	12,655	11,907	11,416
6月	13,786	13,124	12,585	11,879	11,339
7月	13,728	13,074	12,509	11,811	11,357
8月	13,622	12,966	12,440	11,792	11,263
9月	13,586	12,915	12,383	11,709	11,234
10月	13,570	12,907	12,288	11,674	11,153
11月	13,543	12,844	12,201	11,635	11,111
12月	13,529	12,863	12,210	11,676	11,096
1月	13,499	12,824	12,153	11,668	11,088
2月	13,436	12,744	12,063	11,584	10,980
年間被保険者数	164,182	156,118	148,866	141,342	135,107
月平均被保険者数	13,682	13,010	12,406	11,779	11,259
前年度比	—	95.1%	95.4%	94.9%	95.6%

平均被保険者数と一人当たり療養諸費等の推移
(一般被保険者+退職被保険者等)

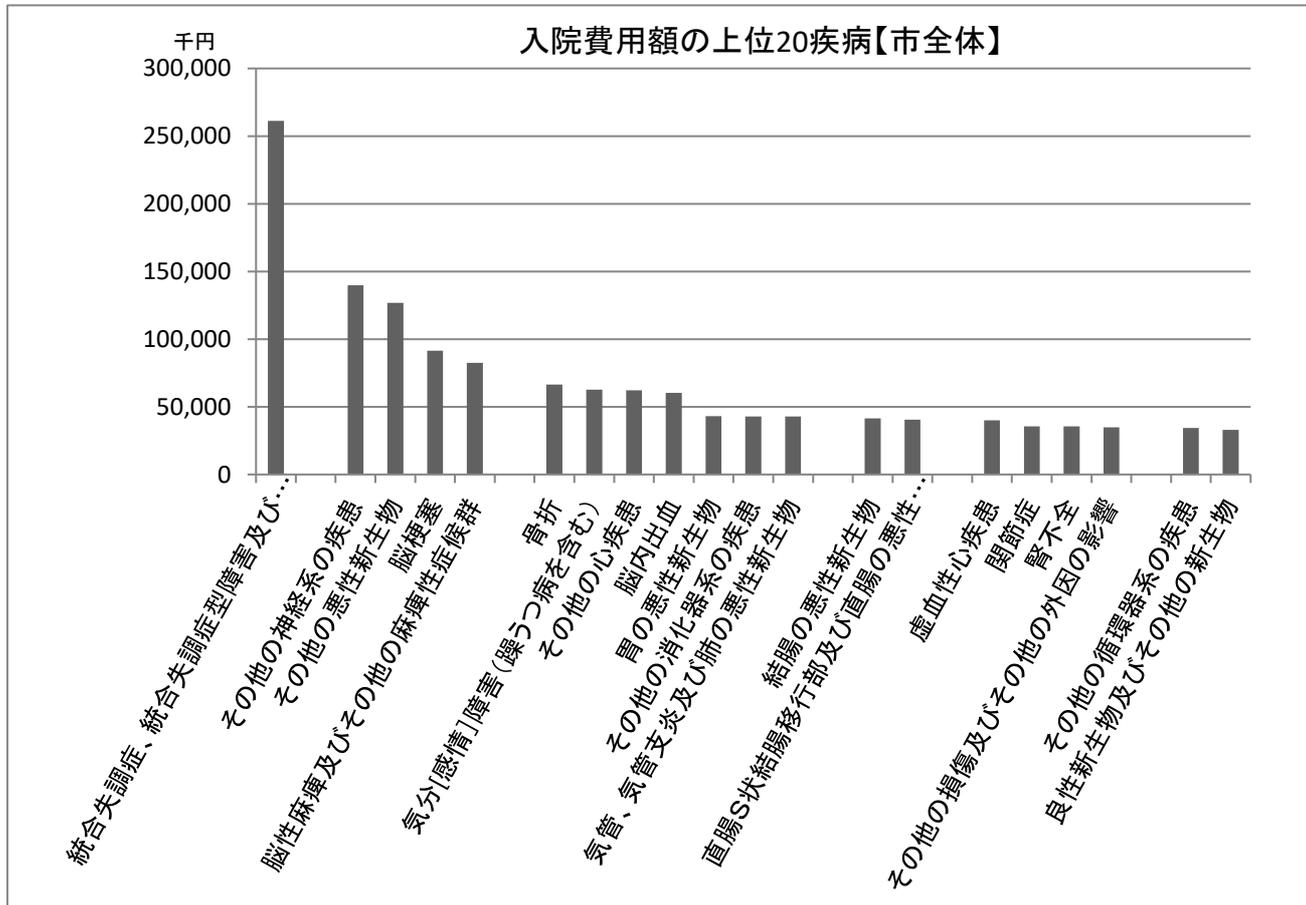


	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
療養諸費等(円)	3,766,012,765	3,709,805,730	3,813,771,877	3,837,426,472	3,854,725,882
平均被保険者数(人)	13,682	13,010	12,406	11,779	11,259
一人当たり療養諸費等(円)	275,256	285,154	307,426	325,799	342,371
対前年度比	—	103.6%	107.8%	106.0%	105.1%

疾病中分類（121項目）別の件数、費用額の上位20疾病

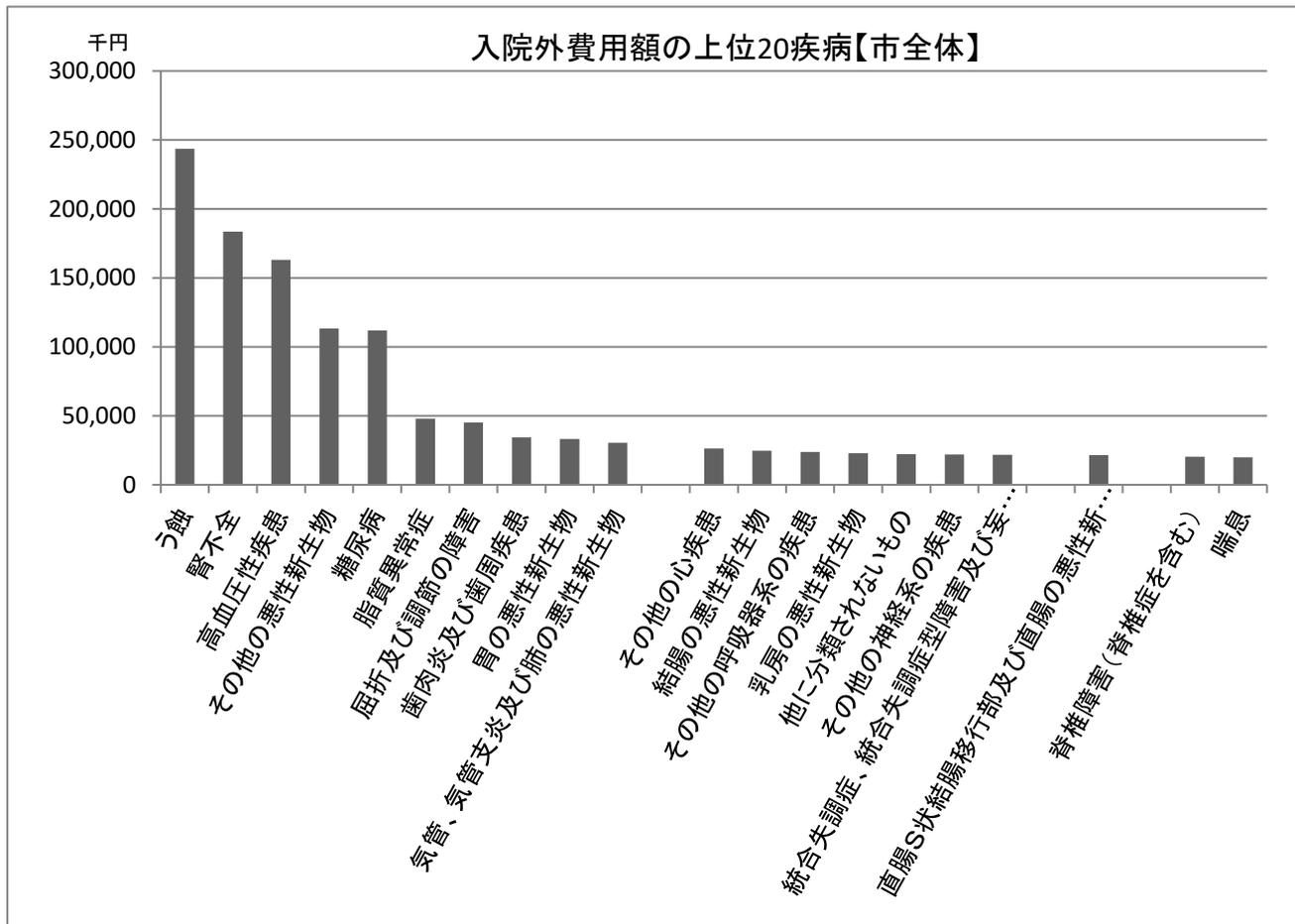
1. 入院の件数、費用額の上位20疾病とその割合【市全体】

件数				費用額			
順位	疾病分類項目	件数	割合	順位	疾病分類項目	費用額(円)	割合
1	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	598	18.1%	1	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	261,313,274	13.3%
2	その他の悪性新生物	218	6.6%	2	その他の神経系の疾患	139,777,179	7.1%
3	その他の神経系の疾患	185	5.6%	3	その他の悪性新生物	126,889,121	6.5%
4	脳梗塞	150	4.5%	4	脳梗塞	91,434,024	4.7%
5	気分[感情]障害(躁うつ病を含む)	142	4.3%	5	脳性麻痺及びその他の麻痺性症候群	82,597,384	4.2%
6	その他の消化器系の疾患	114	3.4%	6	骨折	66,361,394	3.4%
7	脳性麻痺及びその他の麻痺性症候群	111	3.4%	7	気分[感情]障害(躁うつ病を含む)	62,779,558	3.2%
8	骨折	102	3.1%	8	その他の心疾患	62,300,436	3.2%
9	脳内出血	91	2.8%	9	脳内出血	60,314,265	3.1%
10	胃の悪性新生物	70	2.1%	10	胃の悪性新生物	43,120,062	2.2%
11	気管、気管支炎及び肺の悪性新生物	66	2.0%	11	その他の消化器系の疾患	42,873,461	2.2%
	良性新生物及びその他の新生物	66	2.0%	12	気管、気管支炎及び肺の悪性新生物	42,862,202	2.2%
13	肺炎	62	1.9%	13	結腸の悪性新生物	41,425,230	2.1%
14	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	59	1.8%	14	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	40,540,472	2.1%
15	その他の心疾患	58	1.8%	15	虚血性心疾患	39,981,306	2.0%
	その他の損傷及びその他の外因の影響	58	1.8%	16	関節症	35,650,486	1.8%
17	結腸の悪性新生物	55	1.7%	17	腎不全	35,601,451	1.8%
	てんかん	55	1.7%		18	その他の損傷及びその他の外因の影響	34,897,962
19	腎不全	52	1.6%	19	その他の循環器系の疾患	34,345,990	1.7%
20	虚血性心疾患	50	1.5%	20	良性新生物及びその他の新生物	32,885,517	1.7%



2. 入院外の件数、費用額の上位20疾病とその割合【市全体】

件数				費用額			
順位	疾病分類項目	件数	割合	順位	疾病分類項目	費用額(円)	割合
1	高血圧性疾患	20,151	16.4%	1	う蝕	243,511,800	14.3%
2	う蝕	16,082	13.1%	2	腎不全	183,410,310	10.7%
3	脂質異常症	6,098	5.0%	3	高血圧性疾患	162,993,730	9.5%
4	糖尿病	5,340	4.4%	4	その他の悪性新生物	113,256,720	6.6%
5	歯肉炎及び歯周疾患	4,907	4.0%	5	糖尿病	111,986,840	6.6%
6	屈折及び調節の障害	4,401	3.6%	6	脂質異常症	47,947,090	2.8%
7	脊椎障害(脊椎症を含む)	2,648	2.2%	7	屈折及び調節の障害	45,075,210	2.6%
8	皮膚炎及び湿疹	2,446	2.0%	8	歯肉炎及び歯周疾患	34,324,690	2.0%
9	その他の皮膚及び皮下組織の疾患	2,384	1.9%	9	胃の悪性新生物	33,139,650	1.9%
10	関節症	2,248	1.8%	10	気管、気管支炎及び肺の悪性新生物	30,327,740	1.8%
11	気分[感情]障害(躁うつ病を含む)	2,217	1.8%	11	その他の心疾患	26,277,460	1.5%
12	その他の消化器系の疾患	1,915	1.6%	12	結腸の悪性新生物	24,634,110	1.4%
13	アレルギー性鼻炎	1,912	1.6%	13	その他の呼吸器系の疾患	23,856,960	1.4%
14	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	1,858	1.5%	14	乳房の悪性新生物	22,983,330	1.3%
15	その他の眼及び付属器の疾患	1,801	1.5%	15	他に分類されないもの	22,274,650	1.3%
16	白内障	1,789	1.5%	16	その他の神経系の疾患	21,845,360	1.3%
17	喘息	1,744	1.4%	17	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	21,736,400	1.3%
18	他に分類されないもの	1,714	1.4%	18	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	21,569,800	1.3%
19	その他の損傷及びその他の外因の影響	1,699	1.4%	19	脊椎障害(脊椎症を含む)	20,418,230	1.2%
20	その他の神経系の疾患	1,593	1.3%	20	喘息	19,930,090	1.2%



決算状況調べ

単位:円

	22年度	税率改定 23年度	24年度	税率改定 25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
歳入・歳出当初予算額	5,520,419,000	5,702,652,000	5,826,663,000	6,205,213,000	6,215,232,000	6,770,632,000	6,617,124,000	6,474,841,000	5,246,855,000	5,246,855,000
歳入決算額	5,667,819,641	5,689,509,985	5,897,299,586	5,932,173,791	5,881,515,729	6,334,174,377	6,290,623,858	6,320,878,097	5,646,283,555	
歳出決算額	5,625,998,426	5,769,432,854	5,897,299,080	5,832,166,608	5,880,516,097	6,334,173,495	6,290,623,821	6,164,987,125	5,294,037,120	
繰越明許					999,000					

繰越金	41,821,215	△79,922,869	506	100,007,183	632	882	37	155,890,972	352,246,435	
-----	------------	-------------	-----	-------------	-----	-----	----	-------------	-------------	--

翌年度歳入繰上充用金	—	79,922,869	—	—	—	—	—	—	—	
------------	---	------------	---	---	---	---	---	---	---	--

法定外繰入金	—	—	105,295,000	0	33,263,000	17,574,000	16,251,000	0	0	
--------	---	---	-------------	---	------------	------------	------------	---	---	--

基金保有額	156,430,802	522,052	522,208	522,338	522,468	522,598	522,728	522,788	30,522,830	30,522,890
繰入額	156,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	
積立額	0	0	0	0	0	0	0	0	30,000,000	